

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十二日

奈良県知事 山 下 真

## 奈良県条例第十九号

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「公営住宅等」を「県営住宅等」に、「公営住宅の」を「県営住宅の」に改める。

第二条第一号中「附帯施設」の下に「で、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）の規定による国の補助に係るもの」を加え、同条第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同条第四号を同条第二号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第二章の一の章名中「公営住宅等」を「県営住宅等」に改める。

第三条の一（見出しを含む。）中「公営住宅」を「県営住宅」に改める。

第三条の三中「公営住宅及び」を「県営住宅及び」に、「公営住宅等」を「県営住宅等」に改める。

第三条の四から第三条の六までの規定中「公営住宅等」を「県営住宅等」に改める。

第二章の二第三節の節名中「公営住宅等」を「県営住宅等」に改める。

第二章の二第三節第一款の款名中「公営住宅」を「県営住宅」に改める。

第三条の十、第三条の十一並びに第四条第一項及び第三項中「公営住宅」を「県営住宅」に改める。

第五条各号列記以外の部分及び第二号ア(4)、第七条第一項及び第二項、第八条、第九条第一項及び第二項、第十条第二項、第十二条第一項、第十二条第二項及び第三項、第十五条、第十七条第三項、第十九条、第二十条の二第二項、第二十一条、第二十二条第一項及び第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項及び第二項、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第三項、

第三十条第一項及び第二項並びに第三十一条中「公営住宅」を「県営住宅」に改める。

第三十二条第一項中「公営住宅」を「県営住宅」に改め、同条第二項中「公営住宅に  
」を「県営住宅に」に改める。

第三十三条中「公営住宅」を「県営住宅」に改める。

第三十四条第一項中「公営住宅の」を「県営住宅の」に改め、同条第二項中「公営住  
宅」を「県営住宅」に改める。

第三十五条の見出し中「公営住宅」を「県営住宅」に改め、同条中「公営住宅への」  
を「県営住宅への」に改める。

第三十六条、第三十七条（見出しを含む。）、第三十八条第一項各号列記以外の部分、  
第三号、第六号及び第九号並びに第二項から第四項まで、第三十八条の二第一項第三号、  
第三十九条第一項及び第二項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第二号、第四  
十三条、第四十四条（見出しを含む。）、第四十五条から第四十八条まで、第四十八条  
の二第一号ア並びに第四十八条の九第一項及び第二項中「公営住宅」を「県営住宅」に  
改める。

第四十九条を次のように改める。

#### 第四十九条 削除

第五十三条第一項、第二項各号列記以外の部分及び第一号並びに第三項中「公営住宅  
」を「県営住宅」に改める。

別表を次のように改める。

#### 別表（第三条関係）

名 称	所在地
紀寺県営住宅	奈良市東紀寺町
法華寺県営住宅	奈良市法華寺町
佐紀県営住宅	奈良市佐紀町
西大寺県営住宅	奈良市佐紀町

東高田県営住宅	高田県営住宅	稗田県営住宅	白土県営住宅	西小泉県営住宅	小泉県営住宅	六条山県営住宅	平城県営住宅	姫寺県営住宅	北和県営住宅	壳間県営住宅	高円県営住宅
大和高田市大字西坊城	大和高田市昭和町	大和郡山市稗田町	大和郡山市白土町	大和郡山市小泉町	奈良市六条西	奈良市秋篠町	奈良市押熊町	奈良市東九条町	奈良市東九条町	奈良市古市町	奈良市五条西

光陽県営住宅	見瀬県営住宅	金屋県営住宅	纏向県営住宅	桜井県営住宅	阿部県営住宅	秋津県営住宅	御所県営住宅	茅原県営住宅	庵治県営住宅	天理南県営住宅	天理県営住宅	櫟本県営住宅	奥田県営住宅	大和高田市大字奥田	大和高田市大字出
橿原市光陽町	橿原市見瀬町	橿原市大字金屋	桜井市大字辻	桜井市大字西之宮	桜井市大字阿部	御所市大字池之内	御所市大字三室	御所市大字茅原	天理市庵治町	天理市永原町	天理市櫟本町	天理市櫟本町	奥田県営住宅	大和高田市大字奥田	大和高田市大字出

権原市光陽町	権原市川西町	権原市白樺町	権原市東坊城町	権原市白樺町	権原市川西町	権原市光陽町
--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------

権原県営住宅	権原ニユータウン県営住宅	権原市白樺町	権原市東坊城町	権原市白樺町	権原市川西町	権原市光陽町
吉野県営住宅	権原ニユータウン県営住宅	権原市白樺町	権原市東坊城町	権原市白樺町	権原市川西町	権原市光陽町

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。